

議案第17号

さぬき市ケーブルネットワーク条例の全部改正について

さぬき市ケーブルネットワーク条例の全部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市コミュニティ放送条例

さぬき市ケーブルネットワーク条例（平成15年さぬき市条例第5号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 行政情報、地域情報及び災害時等における緊急情報を市民に正確かつ迅速に提供することにより地域の活性化及び安全なまちづくりに寄与するため、放送法（昭和25年法律第132号）第2条第3号に規定する一般放送を行う施設として、さぬき市コミュニティ放送施設（以下「放送施設」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 放送施設のうち映像及び音声による放送（以下「映像放送」という。）に係る施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
さぬき市映像放送センター	さぬき市寒川町石田東甲931番地

2 放送施設のうち音声のみによる放送（以下「音声告知放送」という。）に係る施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

名称	位置
さぬき市音声告知放送センター	さぬき市志度5385番地8
さぬき市音声告知放送津田サブセンター	さぬき市津田町津田138番地15
さぬき市音声告知放送大川サブセンター	さぬき市大川町富田中2109番地
さぬき市音声告知放送寒川サブセンター	さぬき市寒川町石田東甲931番地
さぬき市音声告知放送長尾サブセンター	さぬき市長尾東888番地5

（業務）

第3条 放送施設の業務は、次のとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共的団体の広報事項等の伝達に関する業務
- (2) 各種産業の振興並びに市民の生活、教育、文化及び福祉の向上に必要な情報の提供に関する業務
- (3) 災害等の緊急情報の伝達及び提供に関する業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた業務

2 前項の業務は、映像放送又は音声告知放送により行う。

（業務の区域）

第4条 放送施設の業務を行う区域は、市全域とする。

（放送の方法）

第5条 映像放送及び音声告知放送（以下「コミュニティ放送」という。）は、放送法に基づく有線電気通信設備を用いて行われるテレビジョン放送のサービス（以下「ケーブルテレビサービス」という。）を行う放送事業者からその放送帯

域の一部を借り上げて行うものとする。

(利用者)

第6条 コミュニティ放送のサービスを利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、前条に規定するケーブルテレビサービス（テレビジョン放送サービスを含むものに限る。以下同じ。）に加入しなければならない。

2 音声告知放送のサービスを利用しようとする者は、前項に加え、専用の受信端末機器（以下「音声告知端末」という。）を設置しなければならない。

(費用負担)

第7条 ケーブルテレビサービスへの加入並びに音声告知端末の設置及び管理に関し必要な費用は、利用者が負担するものとする。

(広告、宣伝等)

第8条 市長は、公益上又は事業運営上必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、法令、番組供給契約等に抵触しない範囲において適正な負担を求めることを条件に、広告、宣伝等を放送することができる。

(コミュニティ放送の中断又は変更)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティ放送を中断又は変更するものとする。

(1) コミュニティ放送に使用する施設の保守点検、修理、検査等を行う場合

(2) 天災、地変その他市の責めに帰することができない理由により放送できない場合

(3) 公益上の理由から放送を中断又は変更せざるを得ない場合

(免責事項)

第10条 市長は、前条の規定による放送の中断又は変更があっても、このことにより生ずる賠償の責めを負わないものとする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 さぬき市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成14年さぬき市条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表ケーブルネットワーク番組審議会の委員の項中「ケーブルネットワーク番組審議会」を「コミュニティ放送番組審議会」に改める。

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日の前日までに改正前のさぬき市ケーブルネットワーク条例の規定によりなされた処分、手続その他の処分及びこの条例の施行の際現にさぬき市ケーブルネットワーク施設のサービスの加入の承認を得ている者に係る使用料に関する規定については、なお従前の例による。

議案第18号

さぬき市職員の修学部分休業に関する条例の一部改正について

さぬき市職員の修学部分休業に関する条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市職員の修学部分休業に関する条例の一部を改正する条例

さぬき市職員の修学部分休業に関する条例（平成19年さぬき市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「期間」を「修学に必要なと認められる期間」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第19号

さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の一部改正について

さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市行政財産使用料条例及びさぬき市照明施設条例の一部を改正する条例

(さぬき市行政財産使用料条例の一部改正)

第1条 さぬき市行政財産使用料条例（平成14年さぬき市条例第57号）の一部を次のように改正する。

別表第1大川第一中学校体育館の項を削り、同表中央小学校体育館の項中「中央小学校」を「さぬき北小学校」に改め、同表小田小学校体育館の項及び鴨部小学校体育館の項を削る。

(さぬき市照明施設条例の一部改正)

第2条 さぬき市照明施設条例（平成14年さぬき市条例第99号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中央小学校体育館及び運動場の項中「中央小学校」を「さぬき北小学校」に改め、同表小田小学校体育館及び運動場の項、鴨部小学校体育館及び運動場の項及び天王中学校運動場の項を削る。

別表中央小学校体育館及び運動場の項中「中央小学校」を「さぬき北小学校」に改め、同表小田小学校体育館及び運動場の項、鴨部小学校体育館及び運動場の項及び天王中学校運動場の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第20号

さぬき市地域まちづくり活動基金条例の一部改正について

さぬき市地域まちづくり活動基金条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市地域まちづくり活動基金条例の一部を改正する条例

さぬき市地域まちづくり活動基金条例（平成22年さぬき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第21号

さぬき市立学校設置条例の一部改正について

さぬき市立学校設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市立学校設置条例の一部を改正する条例

さぬき市立学校設置条例（平成14年さぬき市条例第71号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園の表さぬき市立富田幼稚園の項を次のように改める。

さぬき市立さぬき南幼稚園	さぬき市大川町富田中2939番地1
--------------	-------------------

別表幼稚園の表さぬき市立松尾幼稚園の項を削る。

別表小学校の表さぬき市立富田小学校の項を次のように改める。

さぬき市立さぬき南小学校	さぬき市大川町南川61番地
--------------	---------------

別表小学校の表さぬき市立松尾小学校の項を削る。

別表中学校の表さぬき市立津田中学校の項を削る。

別表中学校の表さぬき市立志度東中学校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

議案第22号

さぬき市社会教育委員設置条例の一部改正について

さぬき市社会教育委員設置条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市社会教育委員設置条例の一部を改正する条例

さぬき市社会教育委員設置条例（平成14年さぬき市条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「（定数等）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中からさぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

第3条第2項中「さぬき市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第23号

さぬき市保育所条例の一部改正について

さぬき市保育所条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市保育所条例の一部を改正する条例

さぬき市保育所条例（平成14年さぬき市条例第108号）の一部を次のように改正する。

別表さぬき市立志度東保育所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

議案第 24 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部を別紙のとおり変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 26 年 2 月 27 日提出

さぬき市長 大 山 茂 樹

総合整備計画書(第2次変更)

香川県 さぬき市 多和辺地
(辺地の人口 502人 面積 13.86k m²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | さぬき市多和 |
| (2) 地域の中心の位置 | さぬき市多和兼割9 3番地1 |
| (3) 辺地度数 | 1 8 2点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

阿讃の県境に位置する山間へき地であり、市の中心部から離れているため、公共的施設の整備が遅れており、これらを総合的に整備することにより地域間格差を是正し、地域の生活環境の向上及び住民の福祉の増進を図る。

防火水槽については、多和地区においては消火栓配置も少なく、給水圧力も低いため、初期消火に効果をもたらす防火水槽の設置を行うものである。

林道については、法面が急峻であり、崩落により通行に支障をきたす恐れがあるため、安全で快適な通行を確保するために事業を実施する。

旧多和小学校体育館については、平成23年度末に廃校となった体育館を、地域住民の生活文化の向上とレクリエーション活動等の拠点とするために改修し、併せて集会の場、災害時の避難所として活用する。

旧多和小学校施設については、校舎の耐震補強、大規模改修、駐車場整備等を行い、複合的地域間交流施設として活用し、観光振興や地域の活性化を図る。

3 公共的施設の整備計画

平成24年度から平成26年度まで 3年間

(単位：千円)

施設名	区分 事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
			特定財源	一般財源	
防火水槽新設事業 (2基分)	さぬき市	11,908		11,908	11,900
林道矢筈太郎兵衛 線改良事業	さぬき市	23,700	16,211	7,489	7,400
旧多和小学校体育 館改修事業	さぬき市	46,408	12,352	34,056	34,000
旧多和小学校施設 改修事業	さぬき市	166,045	90,000	76,045	73,600
合計		248,061	118,563	129,498	126,900

当初計画策定 平成23年12月16日

変更計画策定 平成25年3月22日

変更計画策定 平成26年3月 日

議案第25号

さぬき市JR志度駅南駐車場の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市JR志度駅南駐車場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市JR志度駅南駐車場
- 2 指定管理者となる団体
名 称 株式会社ヨコイ
所在地 香川県高松市一宮町1508番地3
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第26号

さぬき市平賀源内記念館の指定管理者の指定について

次のとおりさぬき市平賀源内記念館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67条）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 公の施設の名称
さぬき市平賀源内記念館
- 2 指定管理者となる団体
名 称 公益財団法人平賀源内先生顕彰会
所在地 さぬき市志度587番地1
- 3 指定の期間
平成26年4月1日から平成31年3月31日まで

議案第27号

工事請負契約の変更について（平成25年度富田・松尾統合幼稚園 新築工事（建築））

平成25年度富田・松尾統合幼稚園新築工事（建築）について、次のとおり変更請負契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 平成25年度富田・松尾統合幼稚園新築工事（建築） |
| 2 契約の方法 | 随意契約 |
| 3 契約の金額 | 変更前 一金219,450,000円
うち消費税及び地方消費税額10,450,000円
変更後 一金257,787,600円
うち消費税及び地方消費税額12,275,600円 |
| 4 契約の相手方 | 香川県高松市上福岡町778番地1
株式会社藤木工務店四国支店
執行役員支店長 寺上芳史 |

議案第28号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

字 界 変 更 調 書

1. さぬき市大川町富田西字下筒野に編入する区域

(大字)	字	地 番	凡例番号
富田西	上筒野	2160の2の一部、2164の1の一部、 2175の1の一部	① 118㎡
		及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部	

2. さぬき市大川町富田西字上筒野に編入する区域

(大字)	字	地 番	凡例番号
富田西	下筒野	2332の1の一部、2365の2の一部	② 355㎡
		及びこれらの区域に隣接する道路、水路である市有地の全部	

「上記地番は、平成25年10月11日現在の登記簿による。」

議案第29号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、字の区域を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

字 界 変 更 調 書

1. さぬき市長尾東字三ツ池に編入する区域

(大字)	字	地 番	凡例番号
長尾東	是行	2 1 1 5 の 2、2 1 1 6 の 4	① 1 3 1 m ²
長尾東	馬渡	2 2 6 1 の一部、2 2 6 2 の一部、2 2 6 5 の 1 の一部、2 2 6 6、2 2 6 8、2 2 6 9、2 2 7 1 の一部、2 2 7 2 の一部、2 2 7 3 の一部、2 2 7 4 の一部、2 2 7 5	② 4, 8 4 9 m ²
		及びこれらの区域に介在する道路、水路である市有地の全部並びに 2 2 3 7 の 4 の地先の道路である市有地の一部	

2. さぬき市長尾東字馬渡に編入する区域

(大字)	字	地 番	凡例番号
長尾東	三ツ池	2 2 7 9 の一部、2 2 8 0 の 1 の一部、2 2 8 0 の 2 の一部、2 2 8 8 の 1 の一部、2 3 9 8 の 1 の一部、2 3 9 9 の 1 の一部	③ 5 4 9 m ²
		及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である市有地の全部並びに字馬渡 2 2 7 3 に隣接する水路である市有地の一部	

「上記地番は、平成 2 5 年 7 月 1 7 日現在の登記簿による。」

議案第30号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産の表示
 - 土地の表示 さぬき市志度字田中5385番16
 - 取得予定面積 5,776㎡
 - 所有者 さぬき市志度5385番地8
さぬき市土地開発公社
理事長 渡邊三洋
- 2 取得の目的 駐車場用地
- 3 取得予定金額 一金154,143,054円
- 4 契約の方法 随意契約

議案第31号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産の表示
 - 土地の表示 さぬき市津田町鶴羽字西代778番32
 - 取得予定面積 6,176㎡の内1,765㎡
 - 所有者 さぬき市志度5385番地8
さぬき市土地開発公社
理事長 渡邊三洋
- 2 取得の目的 産業振興用地
- 3 取得予定金額 一金39,447,750円
- 4 契約の方法 随意契約

議案第32号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成26年2月27日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産の表示
 - 土地の表示 さぬき市鴨部字神ノ奥1709番1外79筆
 - 取得予定面積 538,099㎡
 - 所有者 さぬき市志度5385番地8
さぬき市土地開発公社
理事長 渡邊三洋
- 2 取得の目的 森林浴公園整備用地
- 3 取得予定金額 一金841,568,483円
- 4 契約の方法 随意契約